2014年（平成26年）２月24日

各　位

本店所在地　東京都千代田区麹町２－４
会　社　名　そーせいグループ株式会社
（コード番号　４５６５　東証マザーズ）
代　表　者　代表執行役社長CEO　田村眞一
問い合せ先　執行役副社長CFO　虎見英俊
電話番号　０３－５２１０－３２９０(代表)

新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、医薬品開発に注力するバイオ医薬品会社として、グローバルベースでの新規開発品の導入や探索、自社開発や提携による研究開発活動を通じ、リスクコントロールされた開発パイプラインを構築する独自の事業展開を図っており、早期に多くの開発品を上市・販売もしくはライセンスアウトすることを目標として事業活動を推進しております。

当社グループが2005年（平成17年）４月にノバルティス社に全世界の独占的開発・販売権を導出したNVA237（製品名：シーブリ*。以下、「シーブリ」）及びシーブリを含有するQVA149（製品名：ウルティブロ*。以下、「ウルティブロ」）は、慢性閉塞性肺疾患（以下、「COPD」）治療薬として欧州、日本等においてすでに販売が開始されております。当社は導出先であるノバルティス社との契約に基づき、シーブリ、ウルティブロの開発に係るマイルストン収入を受領する他、全世界売上に対する一定率のロイヤリティを受領できることになっており、両剤による収入は当社にとって今後の大きな収益の柱となることが見込まれますが、その収益を待つだけではなく、新たな事業を推進することで企業価値の向上を図って参ります。

当社の連結子会社である株式会社アクティバスファーマは、医薬品原料をナノ粒子に粉砕する独自の技術、APNT（Activus Pure Nano-particle Technology：ナノ粉砕化技術）を有し、これを応用した複数の開発プロジェクトを進めております。APNTは、難溶性の低分子化合物を50-200nm（ナノメートル）レベルの結晶粒子径に粉砕しつつ、既存技術で問題となっている不純物の混入を極めて低く抑えることが可能という特徴を有することから、特に本技術の注射、点眼、吸入製剤への応用を研究しております。とりわけ眼科用医療品の分野で、2011年（平成23年）、2013年（平成25年）とNEDO(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)より助成を得

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

て APNT の技術特色が最大限発揮できる製品の開発を進めてきましたが、2014 年（平成 26 年）２月 17 日に公表のとおり、２つの候補品、APP13002 および APP13007 を新規開発品として選定いたしました。これらの開発品はいずれも既存医薬品原薬を APNT により粉砕し、新規投与経路として微細粒子懸濁点眼剤の製剤開発を行ったものです。APP13002 は角膜、結膜等の感染性眼疾患の治療に用い、APP13007 は既存製品に比べ、より強力な抗炎症作用が期待される点眼剤として今後開発を鋭意推進します。

更に、当社は再生医療を今後の成長分野と位置付け、新事業として、2013 年（平成 25 年）５月にそーせいコーポレートベンチャーキャピタル株式会社を設立し、2014 年（平成 26 年）に再生医療ファンド Sosei RMF1 の運用を開始する予定です。また、再生医療については、当社の注力領域として今後、事業分野によっては当社からの直接出資も検討してまいります。

当社グループは本調達により得た資金によって、主に APNT を応用した開発プロジェクト及び再生医療分野への投資を推進することにより、中長期的な成長を目指してまいります。また、当社グループの財務基盤を強化し、パイプラインの強化や新たなシーズの探索に向けてグループ全体で取り組むことにより企業価値の最大化を図ってまいります。

** シーブリ®ブリーズヘラー® 50 μg（欧州）／シーブリ®吸入用カプセル 50 μg（日本）及びウルティブロ®ブリーズヘラー®（欧州）／ウルティブロ®吸入用カプセル（日本）はノバルティス社の登録商標です。*

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

１．公募による新株式発行（一般募集）

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式　1,588,000 株
（２）	払込金額	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年３月４日（火）から平成 26 年３月７日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
（３）	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
（４）	募集方法	一般募集とし、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
（５）	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。
（６）	申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。
（７）	払込期日	平成 26 年３月 11 日（火）から平成 26 年３月 14 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とする。
（８）	受渡期日	上記払込期日の翌営業日
（９）	申込株数単位	100 株
(10)	申込証拠金	１株につき発行価格と同一の金額

(11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表執行役社長 CEO　田村眞一に一任する。

(12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

２．株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】１.をご参照）

（１） 売出株式の種類及び数　当社普通株式　238,000 株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

（２） 売出人　ＳＭＢＣ日興証券株式会社

（３） 売出価格　未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）

（４） 売出方法　一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。

（５） 申込期間　一般募集における申込期間と同一とする。

（６） 受渡期日　一般募集における受渡期日と同一とする。

（７） 申込証拠金　一般募集における申込証拠金と同一とする。

（８） 申込株数単位　100 株

（９） 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表執行役社長 CEO　田村眞一に一任する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

３．第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】１.をご参照）

（１） 募集株式の種類及び数　当社普通株式　238,000 株

（２） 払込金額　一般募集における払込金額と同一とする。

（３） 増加する資本金及び資本準備金の額　増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

（４） 割当先及び割当株式数　ＳＭＢＣ日興証券株式会社　238,000 株

（５） 申込期日　平成 26 年３月 25 日（火）

（６） 払込期日　平成 26 年３月 26 日（水）

（７） 申込株数単位　100 株

（８） 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表執行役社長 CEO　田村眞一に一任する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（９） 上記（５）に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

【ご参考】

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、238,000 株を上限として、一般募集の主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成 26 年３月 20 日（木）を行使期限として付与します。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 26 年３月 20 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、ＳＭＢＣ日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否かオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、ＳＭＢＣ日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

① 発行価格等決定日が平成26年３月４日(火)の場合、「平成26年３月７日(金)から平成26年３月20日（木）までの間」

② 発行価格等決定日が平成26年３月５日(水)の場合、「平成26年３月８日(土)から平成26年３月20日（木）までの間」

③ 発行価格等決定日が平成26年３月６日（木）の場合、「平成26年３月11日（火）から平成26年３月20日（木）までの間」

④ 発行価格等決定日が平成26年３月７日（金）の場合、「平成26年３月12日（水）から平成26年３月20日（木）までの間」

となります。

２．今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	11,968,100株	（平成26年１月31日現在）
一般募集による増加株式数	1,588,000株	
一般募集後の発行済株式総数	13,556,100株	
本第三者割当増資による増加株式数	238,000株	（注）
本第三者割当増資後の発行済株式総数	13,794,100株	（注）

（注）前記「３．第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対しＳＭＢＣ日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資による手取概算額合計上限5,567,132,000円について、4,000,000,000円を平成26年４月から平成29年３月までに国内医薬事業におけるAPNTを活用した医薬品（注１）の研究開発費に、500,000,000円を平成26年４月から平成27年３月までに再生医療分野（注２）への投資資金に、500,000,000円を平成26年４月から平成28年３月までにAPNTを活用した製剤の製造設備への設備投資資金に、500,000,000円を平成26年４月から平成31年３月までに研究開発に要する人件費等に充当する予定であります。なお、残額が生じた場合は、平成26年４月から平成31年３月までに研究開発に要する人件費等に追加充当する予定であります。

また、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針で

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

あります。

当社グループの APNT を活用した製剤の製造設備への設備投資計画は、平成 26 年２月 24 日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額（百万円）		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
株式会社アクティバスファーマ（注１）	千葉県船橋市	国内医薬事業	ナノ化粉砕設備	500	－	自己資金及び増資資金	平成 26 年７月	平成 28 年３月	（注３）

（注１） 当社の連結子会社である株式会社アクティバスファーマは APNT（Activus Pure Nano-particle Technology：ナノ粉砕化技術）を応用した複数の開発プロジェクトを進めております。APNT とは、同社が保有している創薬基盤技術、ナノ粉砕化技術のことをいい、難溶性の医薬品原料を 50-200nm（ナノメートル）レベルの結晶粒子径に粉砕しつつ、既存技術で問題となっている不純物の混入を極めて低く抑えることを可能とする特徴があります。同社はこの特徴を活かし、これまで開発が困難であった難溶性薬物の注射、点眼、吸入製剤への応用を研究しております。特に眼科用剤等の分野で、APNT の技術特色が最大限発揮できる製品を開発するべく研究を進めており、角膜、結膜等の感染性眼疾患の治療に用いる APP13002 及び既存製品に比べ、より強力な抗炎症作用が期待される点眼剤である APP13007 を新規開発品として選定し、これらを含む APNT の実用化に向けた開発を推進します。

（注２） 当社は再生医療を今後の注力領域としており、本調達資金をティッシュ・エンジニアリング及び細胞医療やそれに関連する機器開発等を行っている製薬ベンチャー企業に対しての直接投資に活用してまいります。また、再生医療に関わる新事業として、当社連結子会社であるそーせいコーポレートベンチャーキャピタル株式会社において、再生医療研究開発を行っている製薬ベンチャー企業に対して再生医療技術の発展、事業化を支援するための再生医療ファンド Sosei RMF1 の運用を開始する予定です。

（注３） 完成後の増加能力は合理的に算出することが困難なため、記載を省略しております。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として認識しております。医薬品の開発には多額の先行投資と、長期に亘る開発期間が必要となります。このような業界の特性を踏まえ、当社はパイプライン（開発品群）の開発を積極的に推進し、企業価値を高めることが株主の皆様の利益還元に繋がると考えております。今後につきましても、当分の間はパイプラインの価値増大を目指し、医薬品の研究開発に重点を置く所存です。なお、利益配当については、財政状態が好転し、その時点における経営成績及び財政状態を勘案しつつ検討をする所存です。

また、当社は剰余金の配当について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることを定款で定めております。なお、期末配当の基準日は毎年３月 31 日とし、中間配当の基準日は毎年９月 30 日としております。

（２）配当決定にあたっての考え方

上記「（１）利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

（３）内部留保資金の使途

パイプラインの価値増大を図るため、医薬品の研究開発費を中心として、有効的な投資をしてまいりたいと考えております。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
１株当たり連結当期純損失（△）	△15,868.79 円	△165.15 円	△54.54 円
１株当たり年間配当金 （内１株当たり中間配当金）	－ （　－）	－ （　－）	－ （　－）
実績連結配当性向	－	－	－
自己資本連結当期純利益率	－	－	－
連結純資産配当率	－	－	－

（注１）　実績連結配当性向及び連結純資産配当率は、当該３決算期間において配当を行っていないため表示していません。

（注２）　当該３決算期間の自己資本当期純利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

５．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法及び会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は以下の通りであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数（13,794,100株）に対する下記の交付株式残数合計の比率は2.09%となる見込みであります。

（注）下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

（平成26年１月31日現在）

取締役会決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本繰入額	行使期間
平成16年６月11日	14,000株	8,000円	4,000円	自 平成19年６月12日 至 平成26年６月11日
	3,000株	8,000円	4,001円	
平成17年７月７日	22,500株	5,238円	2,619円	自 平成20年６月30日 至 平成27年６月29日
	8,000株	5,238円	2,620円	自 平成20年７月８日 至 平成27年７月７日
平成18年７月17日	17,000株	2,456円	1,228円	自 平成21年６月24日 至 平成28年６月23日
	8,400株	2,456円	1,229円	自 平成21年７月19日 至 平成28年７月18日
平成19年７月17日	20,500株	2,148円	1,074円	自 平成22年７月18日 至 平成29年７月17日
	43,600株	2,148円	1,075円	
平成22年９月６日	15,000株	726円	363円	自 平成24年９月７日 至 平成32年９月６日
	99,600株	726円	363円	
	33,000株	726円	364円	
	4,000株	726円	364円	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（３）過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期	平成 26 年３月期
始　　値	103,500 円	100,000 円	118,400 円 *3,320 円	3,210 円
高　　値	174,800 円	168,000 円	370,500 円 *3,410 円	6,100 円
安　　値	65,000 円	96,300 円	95,000 円 *3,180 円	2,610 円
終　　値	100,000 円	117,800 円	335,000 円 *3,280 円	3,640 円
株価収益率	―倍	―倍	―倍	―倍

（注１）　株価は、株式会社東京証券取引所市場マザーズにおけるものであります。

（注２）　当社は平成 25 年３月 31 日（日）を基準日とし、平成 25 年４月１日（月）を効力発生日として、普通株式１株を 100 株に分割しております。平成 25 年３月期の株価について、*印は株式分割による権利落後の株価であります。

（注３）　平成 26 年３月期の株価等については、平成 26 年２月 21 日（金）現在で記載しております。

（注４）　株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 23 年３月期、平成 24 年３月期及び平成 25 年３月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成 26 年３月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去５年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

（４）ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である田村眞一は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はＳＭＢＣ日興証券株式会社に対してロックアップ期間中は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。